

<解 説>

新しい種苗法と

その概要について

第84国会で農産種苗法(昭和22年制定)の一部を改正する法律・種苗法(法第89号)が可決成立し、去る7月10日公布され、公布後6か月以内の12月中に施行される予定である。

この種苗法の内容は、新品種保護制度と指定種苗制度の整備の2本建となっており、これにより種苗の流通の適正化と品種の育成の振興を図ろうとするものである。特に品種登録制度は、新品種の育成者を国際的な水準で保護し、収量、品質、耐病虫性等に特色のある品種を育成するとともに、海外からの優秀な新品種の導入も円滑化し、さらに日本の育種者も外国で保護をうけられるようにすることにより、農林水産業の発展に寄与することを目的とするもので、その概要は次のとおりである。

I 品種登録に関する制度の創設

1. 登録対象植物

品種登録の対象となる植物は、農林水産物「農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される植物で政令で定めるもの」とされている。政令は本法施行(12月予定)の際に定められるが、この対象植物は、農林漁家が栽培している主要作物、稲、麦、豆類等の普通作物、野菜、果樹、花き、飼料作物、林木、きのこ、のり等の農林水産植物約300~400種類の指定が予定されている。その後も作物の重要性、新品種の育成状況等を勘案して、順次対象種類を拡大していくことにしている。

2. 登録を受けられる品種

品種改良(交配育種)による固定種、一代雑種、枝変わり等による品種も品種登録されて保護をうけられるが、但し次の要件を満たさなければならない。

(1) 類似性

固定品種の場合では、同一の世代だけでなく、親、子、孫……と続く、異なる世代においても、すべての植物体の特性が十分に類似していることが必要であり、交雑品種の場合は、雑種第1代の植物の特性(F₁の種子をまいて得られる植物体)が類似していること。

(2) 区別性

出願品種の植物体が、他の既存品種の植物体と1以上

の特性(花の色など)において、明確に区別されることが必要である。

この重要な形質に係る特性は、品種が代位するための基本的な形質であり、遺伝的な性質をいっており、品種成立のための特性の区別性の程度、形質は、種類によって異なるものとなる。

(3) 未譲渡性

出願品種の植物体が、日本国内で出願前に業として譲渡されていないことが必要であり、外国での譲渡については、日本での出願の4年前(永年性植物の品種については6年前)に、業として譲渡されていないこととなっている。

しかしながら、試験研究のため、又はその育成者等の意に反して譲渡された場合は、この限りではない。

(4) 品種名称の要件

品種名称は、品種を識別するために非常に重要なものであるため、出願品種には1つの名称がついていること。それが登録商標や他の品種名称等と誤認や、混同を生じるようなものでないことが必要である。

以上のようなことから、出願品種は、品種としてその特性が安定しており、1以上の重要な形質に係る特性が、既存品種と異なっており、1つの適正な品種名称をもって出願前に業として譲渡されていないければ、登録をうけることができることとなり、現行法の登録の要件とされている優秀性は求められておらず、新品種であればよいことになっている。

なお、優秀性は時代の推移、価値観によっても異なり、海外の保護制度でも、登録の要件から除外している等の事情から、登録品種の優秀性の評価は、需要者の判定にまつこととし、本法では審査対象要件にしないこととした。

3. 登録を受けることができる人

品種を育成(人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。)した人、又はその相続人等及び、これらのことについて同意を得た人が出願できる。

なお、会社や国、県等で育成された職務育成品種については、従来は育成者である従業員の承諾をえないと、使用者(国、県等)は出願ができなかったが、新法では、使用者が契約・勤務規則等を定めておいた場合には、育成者の同意を得なくても、使用者が出願できることとなっている。

そのかわり、この場合には、育成者である従業員は、使用者に対して、対価の支払を請求することができる。

4. 登録の効力、有効期間

現行法では、登録名称を使って登録種苗を業として販

売する場合は、登録者の許諾が必要であるが、新法では、登録品種について、業として次の行為をするときは品種登録を受けた人の許諾を得なければならないとされている。

(1) 登録品種の種苗の有償譲渡、その申出、その目的での生産、輸入。

(2) 観賞用植物のうち、省令で定められた種類の登録品種については、種苗とは見られていない切り花、鉢物等の一部(例、葉、茎、芽)を利用して増殖した植物体を、有償で譲渡すること。

(3) 登録品種を親とする一代雑種について、(1)の行為をすること。

なお、農林水産物(種苗を除く。)の生産、販売、種苗の自家採取には、登録の効力が及ばないので自由にでき、また、登録品種を利用して新品種を育成する場合には、登録の効力が及ばないので、登録品種を、育種の素材として自由に利用できる。

さらに、品種登録者は(1)~(3)の行為を実施でき、許諾なしに(1)~(3)の行為を行っている者がいた場合は、これを差止めたり、損害賠償を請求することも可能である。

次に登録の有効期間であるが、登録の日から15年間(永年性植物—みかん、りんご等は、18年間)で、登録の有効期間中に、各年分の登録料が納入されないと、登録が取消されて失効する。

5. 登録の出願手続、審査等

(1) 出願手続

出願は、出願者の住所氏名、品種の名称、育成経過、特性概要、出願品種の写真等が必要となる。

(2) 審査等

審査は、書類審査、現地審査、栽培試験がある。品種登録されると、官報にのせるとともに登録証が交付される。

(3) 出願料及び登録料

出願料は、1件3万円(現行法200円)、登録料は15年間で28万2千円、永年作物の18年間で42万6千円(現行法ではすべて全期間2千円)となるが、登録料納付を中止すれば、登録は取り消されて失効する。

II 指定種苗に関する規定の整備

農林水産物生産上に重要な種苗の流通の適正化を図るため、指定種苗制度について、種苗業者の届出先を市町村長から農林水産大臣に改める。種苗業者等が遵守すべき種苗の生産、調整、保管、包装等に関する基準を定め、優良な品質の種苗の流通の合理化を図る。

なお、その他、経過措置については、新法施行時に、現行法での登録有効期間の残っているものは、残存期間中は、新法の登録をうけているものとして扱い、現行法による出願、登録、種苗業者の届出は、新法によりなされたものとして取扱われる。

53年産米収穫量

前回予想量を上回る

中川農林水産相が去る10月31日閣議に報告したところによると、過剰米が増える一方、大豊作が見込まれている今年産米の予想収穫量(10月15日現在)は、9月15日現在の前回予想より更に増える見通しとなった。

すなわち作況指数は108(平年作=100)で、前回指数を1ポイント上回り、陸稲を合せた収穫量は前回予想より9,000トン増えて1,258万4千トン、米の生産を減らすため、稲作を、大豆、麦、飼料作物などに転換対策が、本年はじまったばかりであるが、その生産計画(需要見込み)1,170万トンを88万4千トンも上回ることになった訳である。

また10a当たり収量も、史上最高だった前回予想より更に4kg多く488kg、そのなかでも青森県では614kgと10俵(1俵=60kg)当りの容量を超え、去る50年に山形県が出した史上最高記録612kgを塗り変えた。

また水陸稲合計の作付面積は、青刈り分を除いて254万8千haとなった。

水稻の作柄が、前回予想より良くなったのは、9月中旬以降もおおむね好天候が続いたためで、北海道の作況指数が1ポイント高い118となったのをはじめ、前回予想を上回る府県が多かった。